

愛媛県DPAT活動要領

1 目的

この要領は、県内外において、特に自然災害の発生等により、被災地域の精神保健医療機能が一時的に低下した場合において、他の専門分野との連携協力のもと、被災地域の精神保健医療ニーズを把握し、迅速に災害時の精神医療活動を支援するとともに、被災地域の一般住民や支援者を対象に、いわゆる心のケアを行う専門的な緊急支援チーム(以下「愛媛県DPAT」という。)を県が整備し、その派遣調整等を行うため、基本的な枠組み、組織体制、派遣方針、活動内容、構成員の事前登録の方法及びその管理等について必要な事項を定める。

2 基本的事項

(1) 根拠

「災害派遣精神医療チーム(DPAT※)活動要領について」(平成26年1月7日障精発0107第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)のほか、関係法令等に基づき、県が体制を整備、運用する。

※DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team)

(2) 名称

愛媛県DPATは、県が継続して被災地等に派遣する各班の総称とする。

(3) 構成

精神科医師、薬剤師、看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種の専門家及びロジスティクス(業務調整員:連絡調整・運転等、医療活動を行うための後方支援全般を行う者)を担当する事務職員等で構成する数名(3~5名程度)を1班とする。

3 組織体制

県内外の災害等の発生に備え、平時から別途設置している愛媛県DPAT運営委員会において、構成員の研修の企画、活動要領の見直し、派遣活動を円滑に行うための検討・協議を行う。

災害等の発生により、愛媛県DPATの派遣を要することが想定される場合は、県は、愛媛県災害対策本部等に設置される保健福祉対策部内に愛媛県DPAT調整本部を設置する。(図1:指揮命令系統フロー図を参照)

(1) 愛媛県DPAT調整本部

ア 組織

愛媛県DPAT調整本部(以下「調整本部」という。)は、本部長、副本部長、統括者及び本部員をもって組織する。

イ 本部長、副本部長、統括者等

以下の構成員により調整本部を運営する。

○本部長 健康衛生局長

- 副本部長 心と体のセンター長
- 統括者 心と体の健康センター精神科医師
- 事務局長 健康増進課長

また、各構成員は、以下の役割を担う。

- 本部長 調整本部を統括・指揮
- 副本部長 本部長の補佐、本部長が不在の時等の職務代行
- 統括者 愛媛県DPATの統括
- 事務局長 調整本部の事務処理の統括

ウ 調整本部事務局

調整本部事務局は、愛媛県災害対策本部内等に置き、本部員は健康増進課及び心と体の健康センターの職員を充てる。

エ 調整本部の役割

- 精神科医療機関の情報収集(県外病院の情報を含む。)
- 災害対策本部との連携調整
- DPAT事務局との連絡調整
- 愛媛県DPATの派遣調整・決定
- 他県の災害派遣精神医療チーム(DPAT)(以下「県外DPAT」という。)の派遣要請、受入調整
- 派遣に必要な物資、資機材等の準備・調整・調達
- 活動拠点の設置場所の調整・決定
- DPATの活動地域、活動内容等の指示等
- 派遣期間の調整・終了の決定

オ 調整本部と愛媛県DMAT等との連携

調整本部は、愛媛県災害医療対策本部内に設置されるDMAT※愛媛県調整本部と連携するほか、3(2)に定める愛媛県DPAT活動拠点本部と連携し、愛媛県DPATの招集、派遣、活動の調整、終結等に関する協議、決定等を行う。

※DMAT; 災害派遣医療チーム(Disaster Medical Assistance Team)

カ 県外DPATの受入調整等

県外DPATを受入れる場合は、被災地域に設置した愛媛県DPAT活動拠点本部と連携して受入調整等を行う。

(2) 愛媛県DPAT活動拠点本部(県内被災の場合に設置)

ア 設置場所

被災地域を管轄する県保健所等の行政施設を基本に活動拠点本部を置く。

イ 活動拠点本部の管理運営

活動拠点本部の設置における管理運営は、地域の保健所が行う。

ウ 活動拠点本部の管理運営に係る保健所の役割

調整本部と連携し、活動拠点本部の執務室の整備・管理及び運営に関連する事務を行う。また、県以外の施設に設置した場合は、当該施設の管理者と連携して事務を処理する。

エ 活動拠点本部の役割

活動拠点本部は、調整本部の指揮下において、調整本部との調整や現地保健活動等を行う。

オ 活動拠点本部の活動

活動拠点本部の活動は、県外DPAT及び愛媛県DPAT等が連携し、被災地のニーズに基づき必要な活動を行うなど、臨機に対応する。

カ 調整本部及び他の組織等との連携

活動拠点本部は、被災地域の地域災害医療対策会議及びDMAT活動拠点本部等との情報共有、調整、連携を図る。

キ 調整本部への活動報告等

活動拠点本部は、県外DPATへの必要な情報提供、県外DPATからの活動報告、他の組織との連携状況などを、調整本部に報告する。

4 派遣方針

(1) 班の編成

ア 発災後、最初に現地に入る第1班の構成員は、原則、県職員で構成するほか、1か月程度活動を継続できるよう、予め第6班まで派遣準備を整える。以降は、必要に応じて適宜班編成を行うものとする。

イ 各班にリーダーを置き、そのリーダーが班を統括する。

ウ 活動内容については適切に後続班に引き継ぐものとする。

(2) 派遣期間

ア 県外派遣の場合

派遣期間は、移動日を含め、1班につき概ね1週間程度とし、後続班への引継ぎに要する日数をこれに含める。

イ 県内派遣の場合

原則として県外に準じるが、状況に応じて適宜調整する。

(3) 派遣基準

愛媛県DPATは、次の状況となった場合、予め派遣を前提として対応する。

ア 県外で災害等が発生した場合

DPAT事務局からの派遣要請があったとき、又は、派遣の必要性があるとき。

イ その他必要と認められるとき。

(4) 派遣活動の終結

愛媛県DPATの活動の継続の可否は、愛媛県DPATの班編成が継続できない場合を除き、県内外の被災地域における精神科医療システムの復旧状況等に応じて判断する。(派遣済みの班の再派遣を含む。)

5 県外派遣への対応 (図2: 派遣のフロー図 参照)

(1) 派遣までの流れ

ア DPAT事務局から派遣要請を受けた愛媛県健康増進課は、調整本部を設置し、派遣について

の意思決定を行う。

イ 調整本部は、予め派遣予定の登録者、医療機関等に対し、派遣の準備を連絡するとともに、派遣先等の情報の収集、派遣者の必要とする装備等の確認、準備を行う。

ウ 調整本部は、DPAT事務局に派遣可能日程を連絡する。

エ 調整本部は、DPAT事務局から割当決定通知を受けた被災都道府県（以下「被災県」という。）に派遣する。

(2) 活動内容

県外で発生した大規模災害により、DPAT事務局等からの要請に基づいて派遣する場合は、原則として被災地域内の割り当て決定通知をうけた場所等へ参集し、現地の災害対策本部等の指揮下にある被災地域のDPAT調整本部や、活動拠点本部の指示に基づき概ね次に掲げる活動を行う。

ア 情報収集とアセスメント

被災地域の精神科医療機関、避難所、医療救護所等へ出向き、状況把握と情報収集に努め、現地の精神保健医療に関するニーズのアセスメントを行う。

イ 情報発信

収集した情報等は、現地のDPAT活動拠点本部に報告するとともに、3(1)に定める愛媛県DPAT調整本部へ報告する。

ウ 災害によって障害された既存の精神医療システムの支援

- a 外来・入院診療
- b 入院患者の搬送
- c 物資供給の調整

エ 避難所又は在宅の精神疾患を持つ被災者に対する継続的な精神医療の提供

- a 症状の悪化や急性反応への対応
- b 薬の入手が困難な患者への投薬
- c 受診先が無くなった患者に対する受診可能な医療機関の紹介
- d 移動困難な在宅患者の訪問

オ 災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応

- a 災害のストレスによって心身に不調をきたした住民への対応
- b ストレス反応等に対する心理教育
- c 二次的に発生すると思われる精神疾患及び精神的不調の防止

カ 支援者（地域の医療従事者、救急隊員、行政職、保健師等）の支援

被災地域において支援活動を行う支援者への助言、協力と支援者自身の精神的問題に関する相談対応を行う。

キ 普及啓発

支援対象地域のニーズに応じ、行政、教育、保健福祉等の関係者や一般住民に向けたメンタルヘルスに関する普及啓発を行う。

ク その他必要な事項

6 本県被災時の対応

(1) 県外DPATの受入対応

ア 県外DPATの派遣要請

県内において、災害対策基本法が適用される災害が発生するなど、県外DPATの派遣を要請する必要が生じた場合は、愛媛県健康増進課は、調整本部を設置し、速やかにDPAT事務局に対して他県DPATの派遣の斡旋を要請する。

イ 県外DPAT先遣隊との連携

調整本部は、派遣要請の有無にかかわらず県外DPATの先遣隊(以下「先遣隊」という。)が到着した場合は、先遣隊と連携し、活動拠点に関する情報提供のほか、受け入れ地域(市町)を決定するなど、先遣隊の活動が円滑に行われるよう協力する。

(2) 活動内容

ア DPAT事務局との連携

災害発生時における被害の状況等から、愛媛県DPAT調整本部において県外DPATの派遣要請を決定し、DPAT事務局に要請を行う。

イ 先遣隊の受入

先遣隊から連絡があった場合には、速やかに担当者の名前、連絡先等を確認し、受入の可否について確認を行うほか、受け入れる場合は参集場所を伝達する。

ウ 参集場所、現地調整本部及び現地活動拠点本部

参集場所、現地調整本部及び現地活動拠点本部は、県災害対策本部内等、適切な場所の確保に努める。

エ 県外DPATとの連絡調整

現地調整本部及び現地活動拠点本部を定めた場合において、愛媛県DPAT調整本部は、県外DPATへの情報提供及び情報共有、活動の連携に努める。

オ 愛媛県DPATの活動

災害の状況により、愛媛県DPATの編成が可能となった場合は、県外DPATと情報共有・連携を図りつつ、(5)2に準じて活動する。

カ その他必要な事項

7 活動記録及び報告

派遣先における愛媛県DPATの活動状況は、派遣先で指定された所定の様式に記録し、派遣先のDPAT活動拠点本部へ必要な事項を報告するとともに、愛媛県DPAT調整本部に毎日最低1回活動状況を報告する。

なお、報告書の様式は別に定める。

(1) 災害精神保健医療情報支援システム(DMHSS)※(以下「DMHSS」という。)への記録は、各班が個別相談・診療の記録を所定の個票に記録し、その活動記録を日報に記録する。DMHSSへの入力、原則として派遣した各班で入力するものとするが、派遣先のインターネット環境などに左右され、入力が困難な場合は、調整本部が入力を代行する。

※災害精神保健医療情報支援システム(DMHSS)とは、厚生労働省 障精発第0107第1号「災害

派遣精神医療チーム(DPAT)活動要領」に基づき、災害時に効率的な活動を行うためのインターネットを用いた情報共有システムであり、派遣要請機能、派遣先割り当て機能、活動記録機能、集計機能を有するシステムである。運用・保守は、災害時こころの情報支援センターが行っている。

(2) 災害時の診察は、医師法(昭和23年法律第201号)第22条第5号(治療上必要な応急措置として薬剤を投与する場合)に該当するため、処方箋を発行する法的義務はないが、DMHISS用の個票用紙に、処方した診察医師名、患者氏名、年齢、薬名、用法及び用量等を記載するとともに、患者に処方内容を説明し、十分な情報提供に努める。

8 構成員の登録

(1) 構成員となるための登録

次のいずれかの要件を満たす者で、登録後に研修に参加できる者。

ア DPATの活動に理解のある者で、災害支援に対する活動に意欲があり、所属長の承諾を得られる者。

イ 精神科医療又は地域精神保健活動に従事した経験のある者で、災害支援に対する活動に意欲があり、所属長の承諾を得られる者。

(2) 登録方法(図3;登録のフロー図参照)

ア 愛媛県健康増進課は、関係機関・団体の長を通じて、愛媛県DPATの構成員の登録申請を依頼する。

イ 関係機関・団体の長は、職員及び構成員に、愛媛県DPATの趣旨及び登録に関する周知に努める。

ウ 登録を希望する者は、愛媛県DPAT登録申請書(様式1)及び個人情報の取扱いに関する承諾書(様式2)に必要事項を記載し、所属機関・団体の長に提出する。

エ 所属機関・団体の長は、登録申請等を承認した場合は、愛媛県DPAT登録の申請書(様式3)を作成する。

オ 所属機関・団体の長は、様式1・2・3を愛媛県健康増進課へ提出する。

カ 愛媛県健康増進課は、提出された申請書等を審査のうえ登録者を決定し、別に定める登録者台帳に登載し、これを管理する。

(3) 登録者の管理(図4;登録者管理のフロー図参照)

ア 登録者は、住所、連絡先、就業先に変更があった場合、又は登録の取消しを求める場合は、愛媛県DPAT登録変更・取消申請書(様式4)を所属機関・団体の長を経由して、愛媛県健康増進課へ提出する。

イ 愛媛県健康増進課は、登録者の所属機関・団体の長に対し、登録者台帳に登載した登録事項を定期的に確認する。

ウ 愛媛県健康増進課は、ア及びイにより登録者台帳を補正する。

(4) その他

大規模災害又は派遣期間の長期化等により、登録者のみでの対応が困難な場合は、愛媛県健康増進課が緊急的に派遣候補者を募り派遣体制の整備に努める。

9 資機材等の整備

県は、平時から、派遣に必要な資機材の整備及び適切な維持管理等に努める。

10 費用弁償

愛媛県DPATの活動に必要な経費については、県と医療機関等の協定に基づき、職員を派遣した医療機関等に対し、その費用を支払う。

11 保障及び補償

愛媛県DPATの構成員が、その活動のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条に基づき、扶助費を支給するほか、医療救護活動中の事故に対応するため、傷害保険等に加入する。

12 協定の締結

10費用弁償及び11保障及び補償について、県は、職員を派遣する医療機関等との間に災害派遣に係る協定を締結する。

13 その他

この要領に定めのない事項は、必要に応じて別に定める。

附則

この要領は、平成29年1月1日から施行する。